

市民の安全、安心を求めて

中村泰典

幼児・児童・生徒の安全確保について

問 自治会等各種団体への働きかけが必要と思うが、どのようにしているのか。

答 防犯パトロールベスト2千枚を購入して、全自治会に配布し活用をお願いしました。

問 防災無線の活用方法は。

答 小学校低学年の下课時間に合わせて放送しています。

問 ホームページ、携帯サイトによる防犯メールの配信の考えはあるか。

答 現段階ではありません。

問 通学路の見直し、防犯マップの作成はどうしているか。

答 各学校では、PTA等と連携し作成していますが、ご指摘のように、こども110番の家もマップに落とし、実効性のあるものになるよう指導いたします。

問 下课時間帯に公用車を使用するのバスパトロールの考えは。

答 日頃より職員外出の際には、パトロールも兼ねて行動

するように指導しております。救急車の運行・運用について

問 要請者宅への速やかな配車、到着はできているか。

答 新庁舎になって最新鋭の指令台が導入されました。地理に精通するよう指導徹底いたします。

荒川右岸に消防分署がないことへの不安

問 川本分署の荒川右岸への移転の考えはあるか。

答 川本分署は業務開始以来35年経過し老朽化が見受けられます。荒川右岸総合防災については新市総合振興計画の中で検討いたします。



問 この制度は、経済的理由によって就学困難と認められる、小中学校に通う子どもの家庭に対して、学用品代や給食費、修学旅行費など教育費の負担を援助するもので、不況や失業、リストラなどの影響で家計の収入が減るなか受ける人が急増し、全国では全児童生徒に対する援助率は12・8%（平成16年）、埼玉県でも10・1%と10人に1人の割合になってきている。しかし、そういう中で、なかには市町村の広報に2〜3行のお知らせしか載せていないところなど制度の趣旨と内容がよく知られていない状況もあるようだ。当市の保護者への周知状況を見ると、旧深谷市や岡部町では広報で周知するとともに、新1年生をはじめ全学年に説明資料を配布していたようだが、旧川本町や花園町では、新1年生と前年度の申請者についてのみ説明資料が配布されていた。教育の機会均等の

就学援助制度の趣旨と内容の周知徹底を

清水おさむ

問 観点から、制度の趣旨と内容の周知徹底を図るべきである。なお、保護者へ周知する説明資料及び申請書で、「民生委員の意見」が必須条件になっているが、「より利用しやすい制度」にするという点で、配慮が必要ではないか。

答 新市においては、「広報ふかや」で広くお知らせするのをはじめ、中学3年生を除く全学年の保護者に説明資料を配布するとともに、新入学生には入学説明会で配布しています。なお、民生委員の見解は必須条件にはしていません。



問 花園町議会でも一般質問等により提起しているが、地域の事情を考慮して送迎バス運行の廃止を再検討できないか。

答 19年度より旧花園町立幼稚園の送迎バス運行の廃止が合併協議会で決定されましたが、1年間の運行状況などを調査し、安全な通園のあり方や地域の実情を加味して、前向きに検討してまいります。

旧花園町立幼稚園の送迎バス廃止を再検討できないか

松本政義

防災について

富田 勝

進めないか？

答 小前田駅北西部土地区画整理事業は埼玉県知事の事業認可を得て、平成16年6月1日より事業に着手しております。小前田西通線についても事業の一環として県と話し合いがもたれていきますので、早期着手に向けて引き続き県に対して働きかけてまいります。

問 小前田西通線への着手予定年度は、また予定変更を地権者、地区住民に説明するべきと思うが、対応を聞きたい。

答 県の認可事業であり、県の明確な決定がなく、具体的な年度は申し上げられません。また同様に現況では、地元への説明もできません。

深谷市地域防災計画について。

問 策定するまでの間は、災害初動マニュアルにより対応していきたいと考えます。

答 自主防災組織の現状と今後の育成についての考えは。

問 旧深谷市で10団体です。各自治会に立ち上げができるよう啓発に努めており、防災に必要な資機材等を購入するための資金を1団体上限10万円まで補助しています。

問 市の建築物の耐震化は。耐震診断の結果、深谷市庁舎・産業会館は補強の必要があります。

問 花園地区の蟹沢排水は豪雨による満水により災害が懸念されるが。

答 荒川中部土地改良区と連係を図りながら適切な管理ができるように検討してまいります。

問 花園・本庄線及び関係する道路整備について

答 花園・本庄線の完了予定は、



問 花園・本庄線の完了予定は、

行政文書の保存・管理はどのようになされているのか？

新井慎一

問 平成18年3月15日、埼玉県は県立文書館の所蔵する明治・大正・昭和21年度までの行政文書7971点を県の文化財として指定した。このように、行政文書は50年後・100年後という時間を経ると、貴重な歴史的資料となる。深谷市においては、どのように保存・管理されているのか。

答 深谷市文書等取扱規程に基づき、平成18年1月1日より、本庁・支所ともファイリングシステムによる管理を行っています。保存の期間については、永年・10年・5年・3年・1年の5種類に分類し、保存年限が過ぎると廃棄しています。公開については、深谷市情報公開条例に基づき、市民に限らずどなたでも公開の請求があれば、迅速かつ適切に対応しています。また、貴重な歴史的価値を有する行政文書については、散逸することがないように努めてまいります。

問 旧深谷市においては、平成15年度に10件、16年度に8件、17年度に10件の計28件、旧岡部町においては、23件、4件、3件の計30件、旧川本町においては、4件、4件、7件の15件、旧花園町においては、1件、0件、1件の計2件です。旧1市3町で合計75件となります。



花園・本庄線



問 公開の実績はどうか。